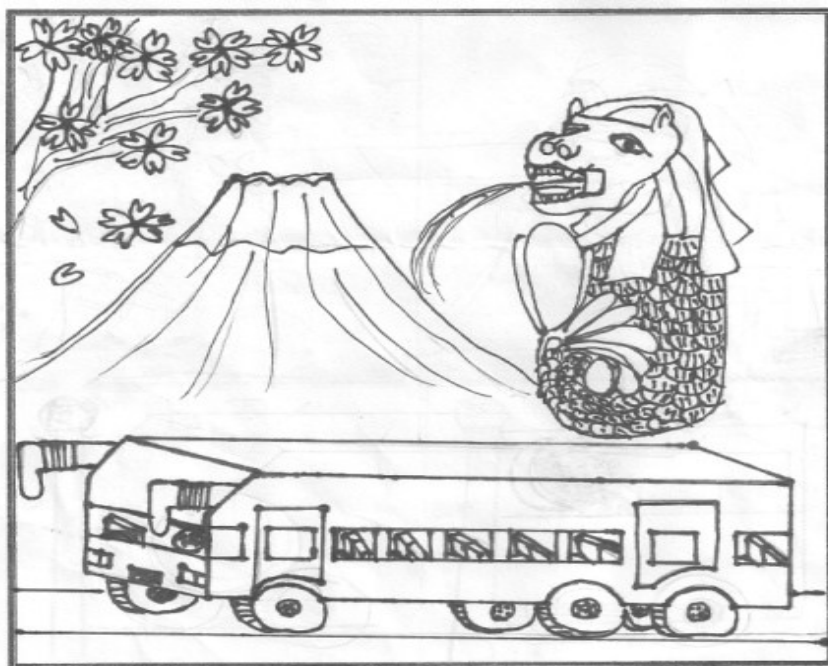




通 学 バ ス 利 用 の 手 引 き

****2025年9月改定****

目 次

1.	日本人学校協同組合の概要	2 - 3 ページ
2.	日本人学校協同組合通学バス運行規定	4 - 7 ページ
3.	事故発生時の緊急対策	8 ページ
4.	傷害保険について	9 ページ
5.	役立つ英語	9 ページ

1. 日本人学校協同組合の概要

1. 当組合は、シンガポール共和国の法律（CO-OPERATIVE SOCIETIES ACT = 協同組合法）に基づき当局の許可をもって設立された有限責任形態の法人です（1976年11月17日設立）。組合員の協力により運営していくボランティア団体です。

2. 名称・住所

JAPANESE RESIDENTS' MULTI-PURPOSE CO-OPERATIVE LIMITED

（邦訳：日本人学校協同組合）

C/O THE JAPANESE SCHOOL

95, CLEMENTI ROAD SINGAPORE 129782

3. 会員の対象

- 1) 日本人学校児童・生徒の保護者
- 2) 日本人学校職員
- 3) その他、シンガポールに居住する日本人

4. 目 的

規約上は多角的な活動を将来行い得る余地を残すため、広範に設定しておりますが、当面は通学バスの運行並びに、その合理化を行うことが主要な業務であります。これは従来保護者の任意組織のもとで運営されていたものを、当組合発足に伴いそのまま引き継ぎ、会員利用者の便益向上を目指して運営されております。但し、「児童・生徒の送迎は、あくまでもその保護者の責任にある」であります。

5. 組 織

- 1) 総 会：会員による総会が最高議決機関で、年1回定期的に開催される通常総会と臨時総会よりなります。総会の主な権限は次の通りです。（通常総会は毎年7月上旬に行われます。）
 - 理事（会）の選任
 - 内部監査人及び外部監査人の決定
 - 協同組合年次報告及び監査済財務諸表の承認
 - 利益処分の決定
 - 次期収支予算承認
 - 規約の改廃・制定
- 2) 理事会：理事会は、総会の選任に基づき、協同組合の管理、運営を担当します。主な職務は次の通りです。

- 協同組合業務運営
- 新会員の承認
- 役職員の採用及びその職務規定
- 収支予算の 20%までの追加支出承認
- 通学バス運行委員会など協同組合運営に必要な下部機関の設立及び各委員会規定の制定

理事会は互選により、次の役職より構成されます。

CHAIRMAN	VICE CHAIRMAN
HON. TREASURER	ASST. TREASURER
HON. SECRETARY	ASST. SECRETARY

理事会の会合は、最低月 1 回開催されます。

- 3) 監査人：外部監査人及び内部監査人（2 人）よりなり、会計監査を担当します。
- 4) その他：理事会は、会長(PRESIDENT)等を置くことが出来ます。会長は、会員外から選ばれ、次の任務を担当します。
 - 総会における議長職
 - 協同組合の運営に関する助言

6. 入・退会等の手続き、入会金、等

- 1)入会：定められた入会申請書類一式を事務局に提出して頂きます。
 申請は小学部クレメンティ校（本部）・チャング校・中学部の 3 校にて行えます。
 入会の是非は組合理事会が決定いたします。（但し、理事会は理由を示す事なく入会を拒否する権利を有します。）
- 2)退会：退会日までの全てのバス利用代金を支払った上で 3 か月前から退会届の提出が可能です。
 退会日の 1 か月前には退会届を事務局に提出し、地区委員に連絡して頂きます。但し、当組合は、日本人学校協同組合規約に基づく手続きを求める場合があります。
- 3)会員は、入会金として 1 0 ドル＋消費税（GST）、出資金として 1 0 0 ドルを入会申請書類一式の提出と同時に支払っていただきます。このうち出資金は退会時に返還いたします。
 尚、退会日までに返還を受けない場合は出資金の受領を放棄したとみなします。

以上

2. 日本人学校協同組合 通学バス運行手配規定

1. 趣旨

日本人学校協同組合 通学バス運行手配規定（以下、「運行手配規定」という）は、会員の子が搭乗する通学バスについて、日本人学校協同組合（以下「協同組合」という）による運行の手配に関する必要な事項を定めるものとする。なお、協同組合はバスの運行を営むものではなく、外部バス運行会社に委託するものであり、協同組合は会員を代表して外部バス運行会社との手配・連絡にあたるものである。

2. 定義

- 1) 「通学バス」は、シンガポール日本人学校小学部クレメンティ校、チャンギ校および中学部の3校に登下校する会員の子の利用に供するため、協同組合が運行の手配をするバスサービスを意味する。
- 2) 「バス路線」は、外部バス運行会社と取り決めるシンガポール日本人学校小学部クレメンティ校、チャンギ校および中学部への通学バスの経路を意味する。
- 3) 「委員長」「副委員長」「地区委員」は、運行手配規定に従い互選される会員の代表を意味する。「委員長」「副委員長」「地区委員」を総称して、「通学バス運行委員」という。
- 4) 本運行手配規定における会員の通学バスの利用とは、会員の子の通学バスの利用を意味する。

3. 通学バス利用にあたっての条件

- 1) 通学バスの利用者は、会員の子とする。
- 2) 子に通学バスを利用させることを希望する会員は、協同組合が会員の協力により運営されているボランティア団体である趣旨と精神に賛同し、且つその活動に積極的に協力するものとする。
- 3) 会員が運行手配規定に違反したあるいは会員の子が会員による運行手配規定違反を惹起した場合、理事会はその議決に基づき、その子及びその子に限らずその他会員の子による通学バスの利用を停止させることができる。
- 4) 理事会が行為・態様を問わず本協同組合の利益に有害となると判断した会員、又は本協同組合の前提である会員の責任による子の通学の趣旨を理解しない会員について、理事会はその決議に基づき除名することができる。

4. 組織

4.1 体制

- 1) 通学バスの手配に関する日常管理は、通学バス運行委員会（運行会）が担当する。
- 2) 通学バス日常管理等のため、クレメンティ校、チャンギ校および中学部それぞれのバス路線の代表として委員長および副委員長を各1名置く（各校担当2名×3校＝計6名）（但し、チャンギ小学校は委員長1名 副委員長 2名）。また、バス路線毎に地区委員を1名置く。

4.2 委員長、副委員長

- 1) 委員長、副委員長は、クレメンティ校、チャンギ校および中学部毎に、各校の通学バスを子に利用させることを希望する会員の中から互選する。
- 2) バス路線内の話し合いで選出が困難な場合は、理事会にて協議の上、選出方法を決定する。

4.3 地区委員

- 1) 各バス路線毎の地区委員は、当該バス路線を子に利用させることを希望する会員の中から、当該会員全員の責任として互選する。
- 2) 各地区委員は、当該バス路線を理解し、協同組合と子が当該バス路線を利用する会員の間の連絡係を担当する。各地区委員は、合理的な範囲で当該バス路線のバスの状況の把握に務める。
- 3) 地区委員が選出できないバス路線については、地区委員が選任されるまでバスは運行しない。その場

合、地区委員が選出された後、バスの手配が出来次第、運行を開始する。

4.4 委員長、副委員長、地区委員の任期と責任

- 1) 委員長、副委員長、地区委員の任期は、新・旧交替時を含め、小学部は2月より翌年3月迄・中学部は1月より翌年3月迄とする。
- 2) 委員長、副委員長、地区委員の任務遂行はあくまでボランティアとしての活動であり、通学バスに関し、当該委員のボランティアとして本規定に明示するほか一般会員以上の責任は負わないものとする。

4.5 委員長、副委員長、地区委員選任時の退会

- 1) 委員長、副委員長、地区委員の選出期間に、選出方法に関係した事項により退会の意思を表明した会員は、必ず協同組合からの退会届けを出すこととする。
- 2) 委員長、副委員長、地区委員の選出に関連して退会した会員は、その後再入会することは出来ない。

5. 通学バスの運行委託、路線

5.1 運行委託

- 1) 協同組合は、通学バスを外部バス運行事業者に委託する。
- 2) 外部バス運行事業者の選択や委託条件等の諸条件は、当該バス運行業者による安全性や経済性等を考慮し、理事会が決定する。

5.2 通学バス路線

- 1) 新年度通学バス路線は、各校における生徒の乗車地域及び乗車人数等を考慮して、原則として年度毎に見直しを行い、前年度2月に開催される理事会で承認を受ける。但し、年度の途中で見直しの必要が生じた場合は、直近で開催される理事会で承認を受けることとする。通学バス路線の決定にあたっては、道路工事の状況や事故による渋滞状況は考慮しない。
- 2) 新年度通学バス路線新規ポイントの設置は、年度ごとに行い、前年度10月頃から検討を行った後、前年度2月に開催される理事会にて決定する。原則として、通学バス路線ポイントは、年度途中で変更を行わない。新規ポイント設置の判断は組合員からの申請に基づいて行い、未加入者の希望は考慮しない。
- 3) 路線より離れた地区からバスの乗車を希望する場合は、最寄りの地点まで出向き利用する。
- 4) コースの違うバス・時間の異なるバスは利用してはならない。
- 5) 緊急時以外、乗降は同じポイントに限る。
- 6) ルート上においてそのコンド(住居)内進入以外方向転換出来ないなど致し方ない理由を除いてはコンド(住居)内ヘゲートインは一切しない。
- 7) 校区を跨いだ通学の場合、校区外のバスポイント設置は認めない。

6. 通学バス利用料金とその支払い

6.1 バス利用料金

バス利用料金はバス委託料等を勘案の上、理事会が決定する。

6.2 バス利用料金の支払い

- 1) バスを利用する会員は、理事会が決定するバス利用料金を下記の通り支払う。
 - バス利用料金は、銀行口座自動引き落とし（G I R O）にて支払うものとする。
 - 協同組合入会時に G I R O 申請用紙を記入し手続きをする。
 - 会社の銀行口座から引き落としを希望する場合は、サイン箇所に会社印が必要（口座開設時印を使用していない場合はその限りではない）

- 2ヶ月に一度 該当月の上旬（10日前後）に口座より自動引落とし。 年6回偶数月（4・6・8・10・12・2月）になり、自動引落とし出来ない場合は指定された口座へ振込で支払う。
 - 協同組合は請求書（Tax Invoice） 及び領収書の発行を原則しない。納入金額の確認は各取引銀行から送られてくるステートメントによって確認する。
 - 通学バスを一日でも利用した場合には、当該月の月額利用料金が発生する。
- 2) 通学バスの利用を一時的に停止する場合、前々月末までに事務局へ指定された用紙を提出しなければならない。通学バスは年間契約のため、バス利用料金は12か月に等分して算出し徴収することから、運行日の少ない長期休業（春季、夏季、冬季）にかかる単月の利用停止は認めない。

7. 通学バス利用にあたっての責任

- 1) 協同組合は外部バス運行業者への委託に当たって安全性、経済性等を検討した上、当該外部バス運行業者に契約上の委託義務を課して委託したもので、会員は、協同組合が外部バス運行業者、バス運転手、搭乗員その他通学バスについて所有・管理する権限または日常的な指揮監督・監視権限を有するものではなく、通学バスの利用には一定の危険が存在することを認識する。かかる危険は協同組合の管理権限外の事情からも生じえ、会員またはその子の身体、生命、財産に危険を及ぼす可能性もある。念のため、かかる危険は、会員、会員の子、運転手、搭乗員、他の児童、バス、バス路線、道路・天候状況や他の車両等からも生じうるものである。
- 2) 会員の通学バスの利用は完全に会員の任意であり、会員は、上記のような危険を全面的に認識した上で利用するものであり、予測の可否を問わず上記をはじめとするあらゆる危険についての責任は会員が負う。さらに、協同組合の役割は会員と外部バス運行業者との間の連絡に限られるもので、会員は、会員の子が通学バス利用にあたって生じうる一切の危険について協同組合が何ら責任を負わないことに同意する。

8. 通学バス利用にあたっての遵守事項

- 1) 集合時間：運行スケジュールを守るため、会員はその子を登校時には少なくとも5分前までに、定められた地点に集合させる。欠席等乗車しない時は、会員の責任でバスドライバー、または同じポイントの保護者（会員）に連絡する。
- 2) 会員の送迎他
 - 非常の際に備え、登・下校時の時間帯は、会員は在宅していることを原則とする。やむを得ない事情で留守にする場合は、携帯電話を常時携帯し、同路線内の保護者に連絡を取り、バスの運行に支障をきたさないようにする。
 - 小学部はポイントに会員がいない状態でその子の乗降はできない。（下校バス運行時お迎えがないことによりバスの運行に支障をきたさないようにする。）いかなる場合も、会員の責任でその子を送迎する。
 - 自宅を出てから学校まで（バス車内・ピックアップポイントまでの送迎も含む）は、会員の責任において子の安全を確保する。
- 3) 非常時の登・下校： 登校の際、定刻を10分過ぎても始発点にバスが到着しない場合、地区委員と連絡をとり、指示を待つ。状況によっては会員の責任で登校させる。（註）連絡体制・対策については「通学バス緊急時対応体制」を参照すること。
- 4) 乗車時のマナー：会員は以下の点をバスを利用する子に周知徹底させる義務を負う。
 - 原則として乗り降りは前扉を使用し、順序よく速やかに行う。
 - 原則として車内での読書は健康を害するのではない。
 - 原則として車内での飲食はしない。
 - 傘の使用はせず、雨カップを使用する。

- 原則として助手席・補助席は使用しない。
 - 着席後はシートベルトを着用する。
 - 荷物はひざの上もしくは足元に置き、背負ったままで着席しない。
 - バスの運転器具には絶対さわらない。
 - 降車時、バスの前後を横切らない。バスの通過を待ち、左右の安全を確認する。
 - 万一事故があっても騒がず落ち着いてドライバー・添乗員の指示に従う。
 - ドライバー・添乗員に対しては、いつも感謝の念を持ち挨拶する。
- 5) バスの利用に関し、利用する子の間でトラブルが発生した場合、該当する会員は自ら責任をもって、関係する他の会員との間で必要な連絡や協議を行い当該トラブル解決する。
- 6) バスの利用に関し、会員またはその子がバス備品の破損その他の方法でバスまたはバス運行会社に損害を生じさせた場合、当該損害は当該会員が負担し、損害、請求、訴訟等含め協同組合は一切責任を負わない。
- 7) 各校の委員長・副委員長・地区委員は無給のボランティアであることを理解し、事故対応を除き即日対応は出来ない事を理解する。
- 8) 保護者のバス同乗（小学部のみ）
- 車内の子供達の様子や通学路を把握する・バス乗車マナーや規則の厳守を指導する・会員自身のバス運行への意識を高めるため、会員は登下校バス時に同乗することを認める。同乗についての条件など詳細は各校運行会の指示に従う。
 - 同乗日は保護者来校日・学校行事のある日を除く日とし、各地区委員の指示に従うこと。
- 9) 下校バス不要連絡について（小学部のみ）
- 下校方法の修正は速やかに行う。下校バス不要と申請していた当日の朝以降に下校バス乗車に変更となった場合は各校事務局に電話し変更を依頼する。
 - 緊急時以外、下校時間際に連絡をしない。また学校として対応しない。
- 10) 保護者のバス利用
- 保護者は原則としてバスを利用できない。ただし、小学校通学バス同乗時のみ運行会の指示を受け乗車できる。
 - 学校ボランティア活動に参加する会員に関しては、各運行会の定める運用ルールに従い利用する。
 - その他会員より要請があり空席があれば、その都度運行会にて審議し承認する。
- 11) 転居、転校等に際する手続き
- 転居・学校異動：転居や学校異動で乗車バスを変更する際は、事務局及び転出・転入の両地区委員にあらかじめ連絡をする。
 - 他地区利用：事情により他路線を利用する場合、一時他地区利用届を事務局へ提出する。
 - 利用停止：一時帰国等利用停止をする場合、停止届を事務局へ提出する。
- 12) 問い合わせ先について
- バスの運行に関する問い合わせは地区委員へ連絡する。
 - 事務手続きに関する問い合わせは各校組合事務局にする。

9. その他

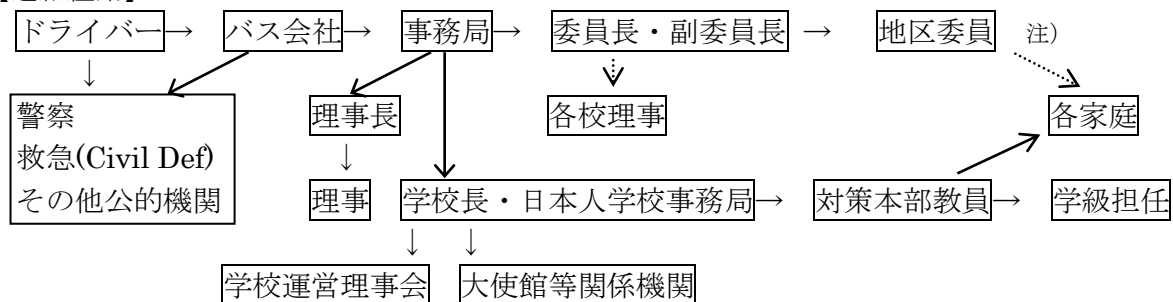
- 1) 「通学バス利用の手引き」は、原則、年一回の見直しとし、次の総会で承認を受けるものとし、日本人学校の WEB 上に掲載されるものとする。

3. 通学バス緊急時対応体制

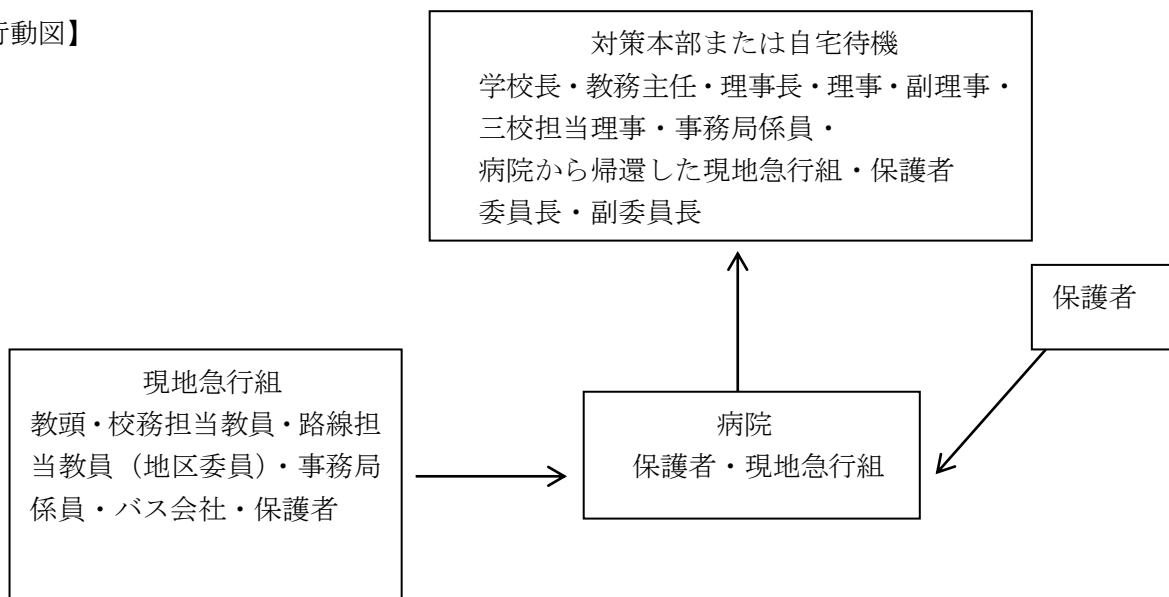
登下校時における事故・バスジャック等、非常時には迅速且つ正確な情報を受信・発信し、的確な行動がとれるよう学校の危機管理体制と連動して対応する。

- ❖ ドライバー・バス会社・事務局（学校）との連絡は無線 及び 携帯電話等を利用し、常時連絡が取れるようにしている。
- ❖ 事故発生時 日本人学校協同組合理事会では学校長と相談の上、校内に学校長を中心とした「対策本部」を設置する。
- ❖ 理事長は理事会メンバーを「現地急行組」と「対策本部詰め」へ派遣する。
- ❖ 現地急行組 事務局は緊急時連絡を受信・発信した後、即時現地へ急行し児童・生徒の様子を把握したうえ、対策本部との連絡をする。
- ❖ 運行委員会委員長と副委員長は自宅待機をし、本部の指示を受け行動する。
- ❖ 対策本部詰め 理事長・各校担当理事（前年度運行会委員長）は現地との連絡・保護者との連絡等、学校長の補佐をする。
- ❖ 保護者への連絡は原則学級担任より行うが、小事故の場合は地区委員が行う。
- ❖ 保護者は非常時に備え、登・下校時の時間帯は原則在宅していること。
- ❖ バスジャック等、第一発見者が特定できない場合、発見者は先ず地区委員、組合事務局に連絡する。
- ❖ 組合員は、事故を目撃したら直ちに、地区委員に連絡する。

【連絡経路】



【行動図】



* 各役割分担 及び 行動詳細については「日本人学校通学バス緊急時対応マニュアル」を参照。

4. 傷害保険について

学校で加入している児童・生徒の傷害保険は、通学上（往復時）も対象となっております。

契約会社 : MSIG INSURANCE (SINGAPORE) PTE. LTD.

内 容 : 1) 事故死（事故が直接原因で90日以内に死亡した場合） S\$ 20,000
2) 両手又は片手を失った場合 20,000
3) 両足又は片足を失った場合 20,000
4) 両眼又は片眼を失った場合 20,000
5) 手または足の指を失った場合 2,000
6) その他上記以外での著しい障害で終身不自由の場合 20,000
7) 上記以外での医療費（S\$8,000を限度として実費に限る、交通費等は含まない）
8) 事故当日より180日以内に要した費用が支払われます。

5. 役立つ英語

英語	日本語
GOOD MORNING	おはようございます。
PLEASE STOP	止まって下さい。
PLEASE WAIT FOR WHILE	しばらく待って下さい。
I'M NOT FEELING WELL	気分が良くありません。
I'M NOT TAKING THE BUS THIS AFTERNOON	午後はバスを利用しません。
I HAVE LEFT THE WATER BOTTLE(BAG) IN THE BUS. PLEASE FIND IT FOR ME	バスの中に水筒をわすれました。 探して下さい。
THANK YOU	ありがとう。
GOOD BYE	さようなら。